

ウポポイ
NATIONAL AINU MUSEUM and PARK
民族共生象徴空間令和5年11月8日
帯広開発建設部

河川などで発生した伐採木及び流木を無償提供します！

池田河川事務所では、工事で伐採した樹木や出水等によって河岸に漂着した流木を集積しています。これらを有効利用していただける方を募集します。

提供した伐採木及び流木については、人力で積込を行う方を対象として自家消費などの制約は設けておりませんので、利用希望者の判断で使用や加工或いは販売などを行うことができます。

記

1 伐採木及び流木の無償提供

提供場所 : 池田町字利別東町

申込期間 : 令和5年11月13日(月) ~ 令和6年1月23日(火)

提供期間 : 令和5年11月20日(月) ~ 令和6年1月31日(水)

堆積量 : 190 空 m³ (概数) ※ 先着順とし、無くなり次第終了とします。

2 申込方法 : 参加申込書を下記まで郵送、FAX、持参により提出してください。

Eメールの場合は、メール本文に必要事項のご記入をお願いいたします。

○住所 〒083-0032 中川郡池田町字利別東町

○帯広開発建設部 池田河川事務所 計画課 維持担当

○電話番号 015-572-2661 (平日9:00~17:00)

○FAX 015-572-4475

○Eメール hkd-ob-ike-ri-iji-81u@gxb.mlit.go.jp

3 応募資格等 : 帯広開発建設部池田河川事務所のHPに掲載する流木と伐採木それぞれの参加者募集要領でご確認ください。https://www.hkd.mlit.go.jp/ob/ikeda_kasen/ct111r000001zcs.html

【問合せ先】

国土交通省 北海道開発局 帯広開発建設部

池田河川事務所 副所長 成田 正則 電話 015-572-2661 (内線 202)

池田河川事務所 計画課長 水嶋 稔 電話 015-572-2661 (内線 205)

帯広開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/ob/index.html>



伐採木及び流木無償提供に関する参加者募集要領

令和 5 年 1 1 月 8 日

帯広開発建設部 池田河川事務所長

1. 目的

帯広開発建設部池田河川事務所では、十勝川で発生した伐採木及び流木を資源として有効に利用する観点から、収集木の無償提供を行いますので、利用を希望される方を募集します。

受け取った伐採木及び流木については、自家消費などの制約はありません。利用希望者の判断で使用や加工或いは販売などを行うことができます。

2. 応募方法

別紙「伐採木及び流木提供申込用紙」に、必要事項を記入し、郵送(必着)、FAX、メールまたは持参により以下の宛先まで応募してください。

申込書を持参される場合は、年末年始(12月29日～1月3日)及び祝祭日を除く月曜日から金曜日の9時00分～17時00分までにお越し下さい。

メールの場合は、メール本文に必要事項のご記入をお願いします。

申込期間

令和5年11月13日(月) ～ 令和6年 1月23日(火)

応募先

郵送・持参：〒083-0032 中川郡池田町字利別東町

池田河川事務所 計画課 維持担当

電 話 : 015-572-2661

FAX : 015-572-4475

Eメール : hkd-ob-ike-ri-iji-81u@gxb.mlit.go.jp

3. 応募資格

以下の不適格事項のいずれにも該当しないこと。

- 1) 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
- 2) 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者
- 3) 公募期間中において、会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- 4) 直近1年間の税を滞納している者
- 5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- 6) その他、池田河川事務所長が不的確と判断する者

4. 伐採木及び流木提供の概要

1) 提供期間

令和5年11月20日（月）～令和6年1月31日（水）

2) 提供場所

別紙図面による。

※なお、提供は先着順とし、お申し込みをいただいても、無くなり次第終了とさせていただきますのでご了承ください。また、冬期の除雪は基本的に行いません。

3) 提供時の状態

集積した提供木は、多様な大きさや形が混在しており、土砂が付着している場合がありますのでご了承ください。また、河口で発生したものであるため、塩分が付着している場合があります。

4) 受渡証について

提出いただいた伐採木及び流木提供申込用紙の記載内容を確認後に受渡証を発行いたします。

作業を行う際は受渡証を携帯してください（作業中に確認する場合があります）。

また、利用希望者に好ましくない行為があった場合等には、作業中であっても受渡の資格を取り消す場合があります。

5) 留意事項

・提供木を切断するためにチェーンソー等の道具を使用する場合は、各自でご用意いたします。

なお、当方での電源確保はありません。

・作業は平日に限らず土・日・祝祭日も可能です。土・日・祝祭日に行う場合は、事前に池田河川事務所（応募先と同じ）へ、平日9時00分～17時00分の間に連絡してください。

5. その他

- 1) 申込書への記載内容（応募資格や受取方法）などを確認するため、直接お電話等で聞き取りをさせていただく場合があります。
- 2) 本取組に係る行為に関する費用、労働等は、全て受取を認められた参加者の負担となります。
- 3) 悪天候やその他やむを得ない事情により、河川管理者の判断で中止する場合があります。
- 4) 本取組中に、自損事故又は第三者に損害を与えた場合には当事者がその責任を負います。また、堤防等の河川管理施設を破損した場合は現状復旧していただきます。
- 5) 本取組に係る行為に起因して、事故（受取者間における事故も含む）やケガ等が発生した場合、池田河川事務所では一切責任を負いません。
すみやかに池田河川事務所へ届け出るとともに、当事者で事故処理等の対応をお願いします。
- 6) 募集後に生じた事情により、募集手続きの進行状況の如何に関わらず手続きを途中で取りやめる場合があります。その場合はご了承ください。
- 7) 作業状況の写真を撮影して、広報用等に使用させていただく場合がありますのでご了承ください。
- 8) 本実施に係る問い合わせ先は以下のとおりです。

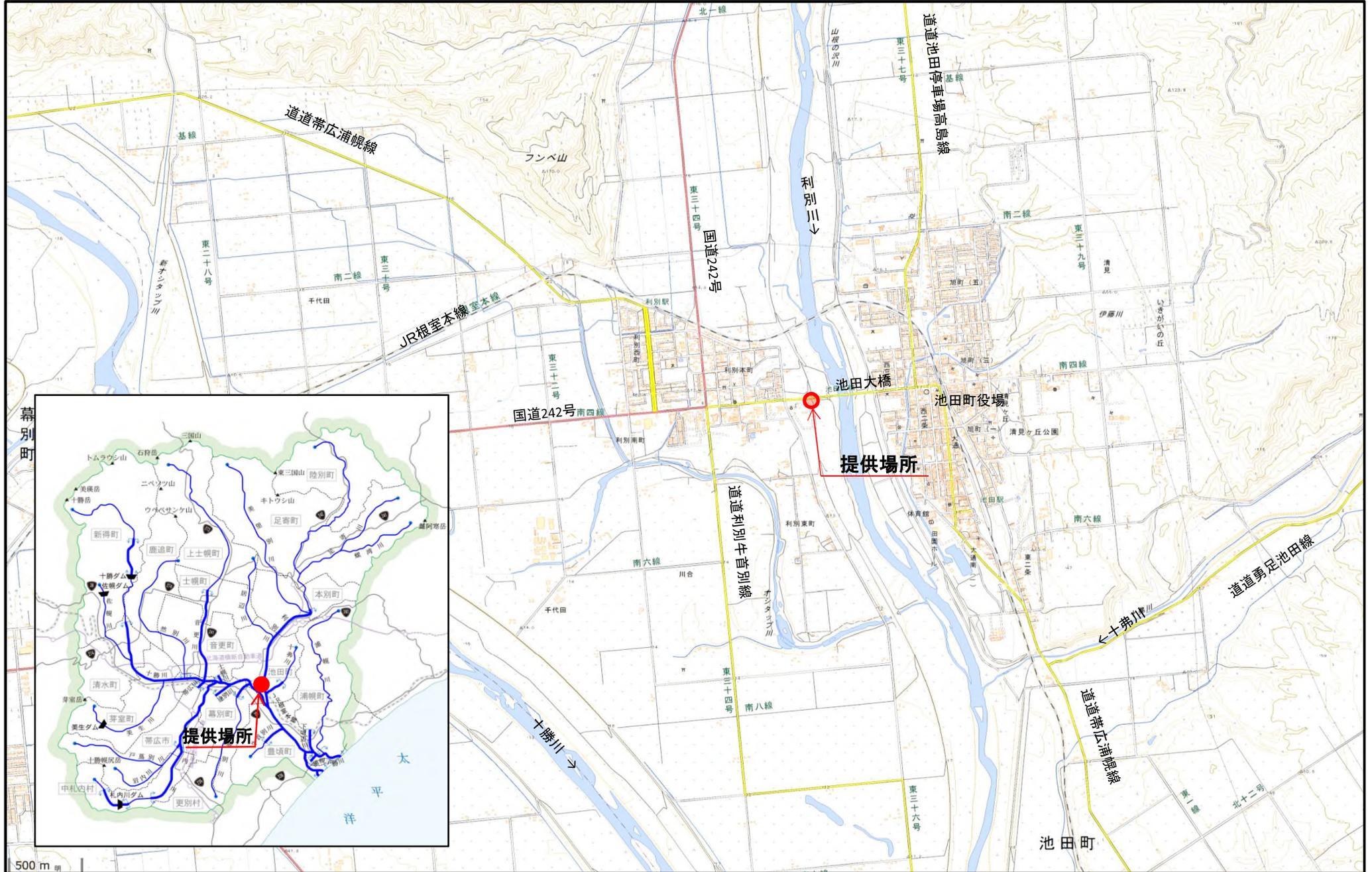
問い合わせ先

帯広開発建設部 池田河川事務所 計画課 維持担当

電 話：015-572-2661

F A X：015-572-4475

Eメール：hkd-ob-ike-ri-iji-81u@gxb.mlit.go.jp



伐採木及び流木提供場所 池田河川事務所構内 平面図

